

所管事項調査② (職員の定年の引上げについて)

目次

1	定年の引上げの概要	1
(1)	定年の引上げの概要	1
(2)	適用除外職員	1
(3)	施行日	1
2	定年退職日	3
3	定年の引上げ後の職務	4
(1)	定年の引上げ後の役職及び職務の級	4
4	定年前再任用短時間勤務職員(令和6年4月1日～)	5
(1)	任期	5
(2)	給与	5
5	60歳に達した職員の給与	6
(1)	給料月額	6
(2)	支給される諸手当	6
(3)	昇給	6
(4)	60歳に達した職員の平均給料月額及び平均年収の見込	6
(5)	退職手当	7

総 務 部

令和4年6月



1 定年の引上げの概要

(1) 定年の引上げの概要

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、国家公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられる。

地方公務員については、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めることとされている。

《定年の引上げ》

職	現 行	引上げ後
医師及び歯科医師以外	60歳	65歳
医師及び歯科医師（特例定年）	65歳	70歳

《段階的な引上げ期間中の定年》

期 間	原 則	医師及び歯科医師 (特例定年)
現 行	60歳	65歳
令和5年4月～令和7年3月	61歳	66歳
令和7年4月～令和9年3月	62歳	67歳
令和9年4月～令和11年3月	63歳	68歳
令和11年4月～令和13年3月	64歳	69歳
令和13年4月～【完成形】	65歳	70歳

※〔例〕令和9年4月～令和11年3月の期間に63歳に達した職員の定年が63歳

《定年引上げに伴う措置》

1 役職定年制(管理監督職勤務上限年齢制)の導入

- ・ 役職定年制(管理監督職勤務上限年齢制)を導入し、管理監督職(管理職手当の支給対象職)は60歳で管理監督職から降任(医師及び歯科医師を除く。)

2 定年前再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳に達した日以後定年前に退職した職員については、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる。

- ・ 任期は定年年齢に達した年度の3月31日まで

【経過措置(暫定再任用職員)】

定年が段階的に引き上げられる経過期間において、定年退職後から65歳まで再任用できるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みを措置

3 情報提供・意思確認制度の新設

- ・ 任命権者は当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報提供を行ったうえで、60歳以後の勤務の意思を確認

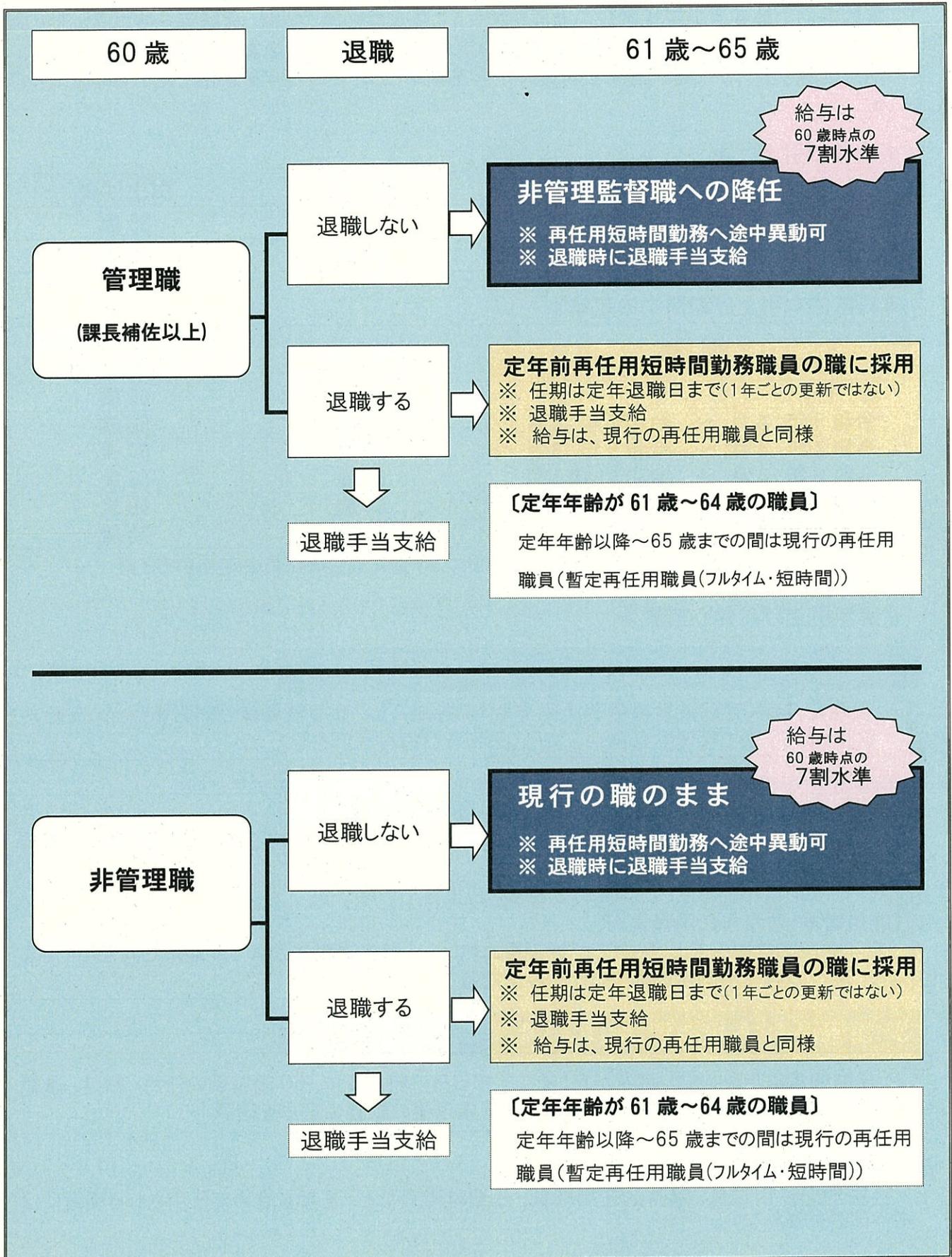
(2) 適用除外職員

会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付職員など、任期を定めて任用される職員には、定年は適用されない。

(3) 施行日

令和5年4月1日

《60歳に達した職員の職の選択(本人の意向)・定年年齢引上げ後》



2 定年退職日

【段階的定年の引上げ】

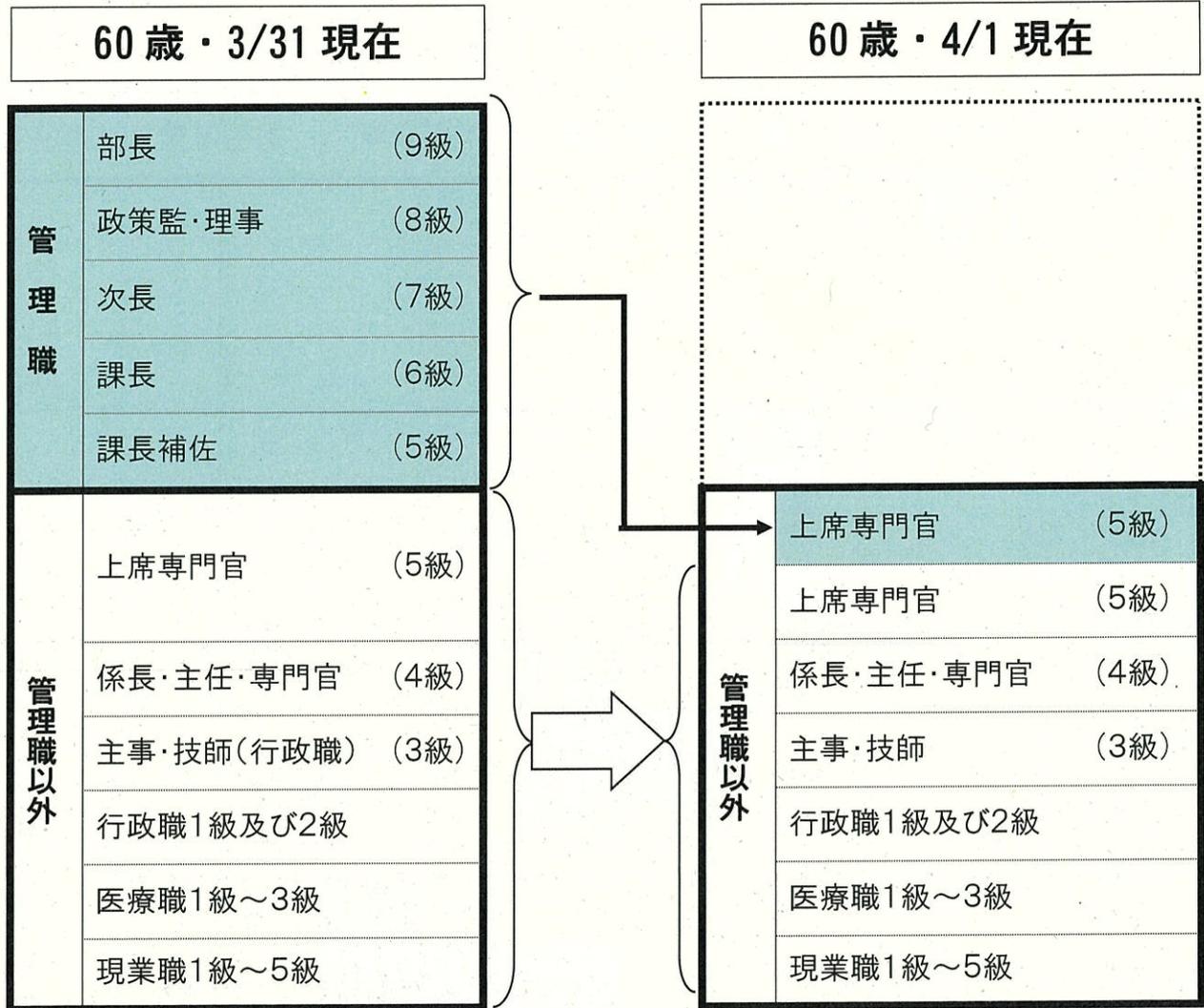
年 度→	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
定年年齢 生年月日	60 歳	定年 61 歳		定年 62 歳		定年 63 歳		定年 64 歳		定年 65 歳	
S37. 4. 2～ S38. 4. 1 (R4 年度 60 歳)	60 歳 退職 手当	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳					
	再任用職員 (暫定再任用職員)										
S38. 4. 2～ S39. 4. 1 (R5 年度 60 歳)	59 歳	60 歳	61 歳 退職 正規 (退手) 再任用 短時間	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳				
	退職 手当 ←		再任用職員 (暫定再任用職員)								
S39. 4. 2～ S40. 4. 1 (R6 年度 60 歳)	58 歳	59 歳	60 歳	61 歳	62 歳 退職 正規 退職 手当	63 歳	64 歳	65 歳			
	退職 手当 ←		再任用短時間		再任用職員 (暫定再任用職員)						
S40. 4. 2～ S41. 4. 1 (R7 年度 60 歳)	57 歳	58 歳	59 歳	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳 退職 正規職員 退職 手当	64 歳	65 歳		
	退職 手当 ←		再任用短時間		再任用職員 (暫定再任用職員)						
S41. 4. 2～ S42. 4. 1 (R8 年度 60 歳)	56 歳	57 歳	58 歳	59 歳	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳 退職 正規職員 退職 手当	65 歳	
	退職 手当 ←		再任用短時間		再任用職員 (暫定再任用職員)						
S42. 4. 2～ S43. 4. 1 (R9 年度 60 歳)	55 歳	56 歳	57 歳	58 歳	59 歳	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳 退職 正規職員 退職 手当
	退職 手当 ←		再任用短時間		再任用職員 (暫定再任用職員)						

※ 再任用短時間……新制度の定年前再任用短時間職員

※ 暫定再任用職員…現行制度の再任用フルタイム職員及び再任用短時間勤務職員

3 定年の引上げ後の職務

(1) 定年の引上げ後の役職及び職務の級



《60歳に達した職員の職務及び級号給》

管理職	管理職の職員は、定年年齢の引上げ後、現行の定年(60歳)に達した日以後の最初の4月1日(「特定日」という。)から役職を降任し、職務の級も降任後の職務に応じた級・号給へ格付け
管理職以外	管理職以外の職員(係長以下)は、定年の引上げ後も、現行の定年(60歳)に達した日以後の3月末時点の職務が4月1日以降もそのまま継続

4 定年前再任用短時間勤務職員（令和6年4月1日～）

(1) 任期

採用日～定年退職日まで（65歳が定年の職員は65歳到達の年度の3月31日まで）

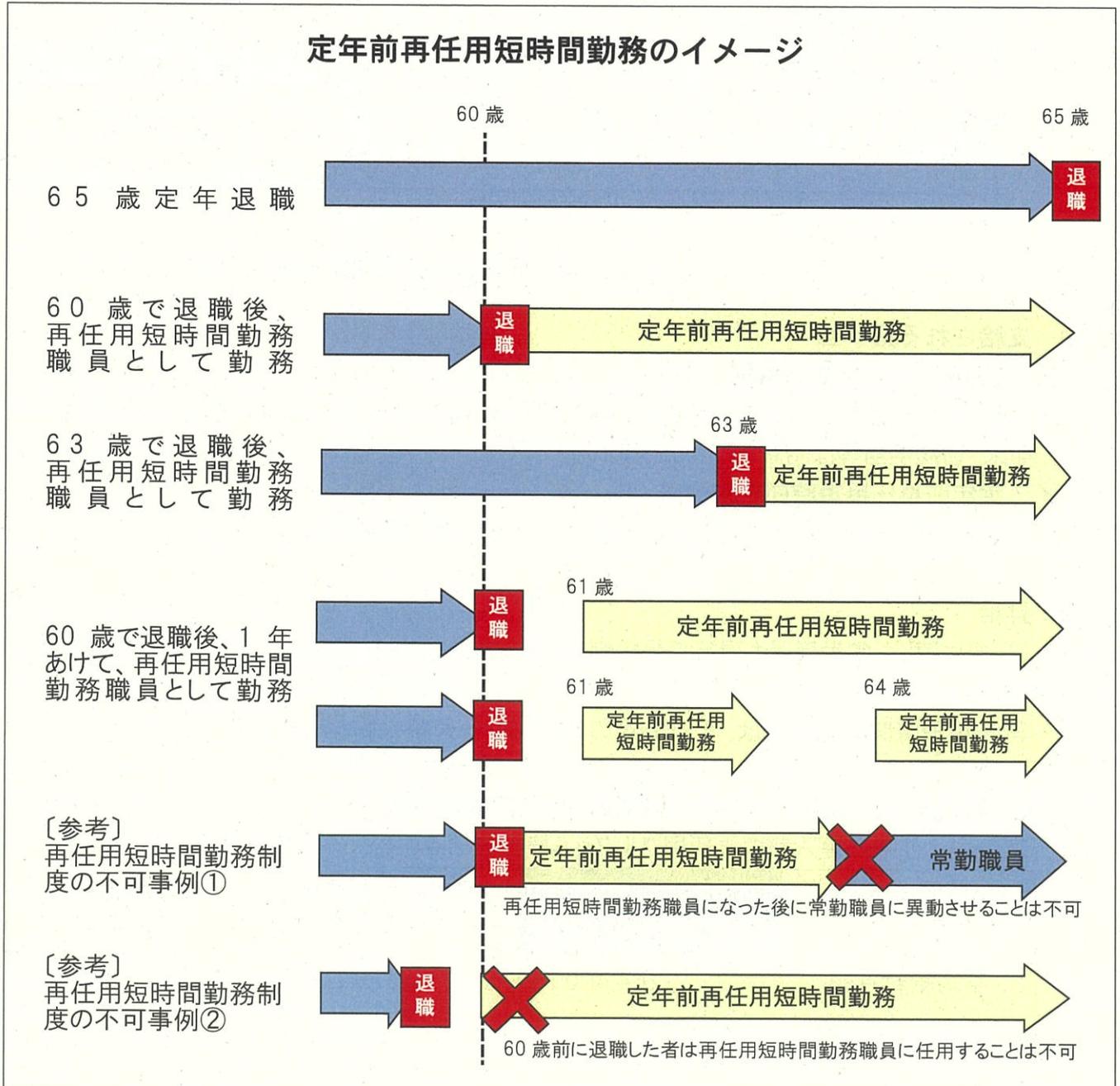
※ 現行の再任用制度と異なり、1年間の任期の更新ではなく、採用から定年退職日まで

※ 定年退職日の段階的引上げ期間中は、当該退職日まで（61歳が退職日の職員は61歳）
段階的引上げによる退職日以降～65歳までは、現行の再任用職員制度（暫定再任用職員）として勤務可

(2) 給与

現行の再任用短時間勤務職員と同じ

【参考：イメージ図】

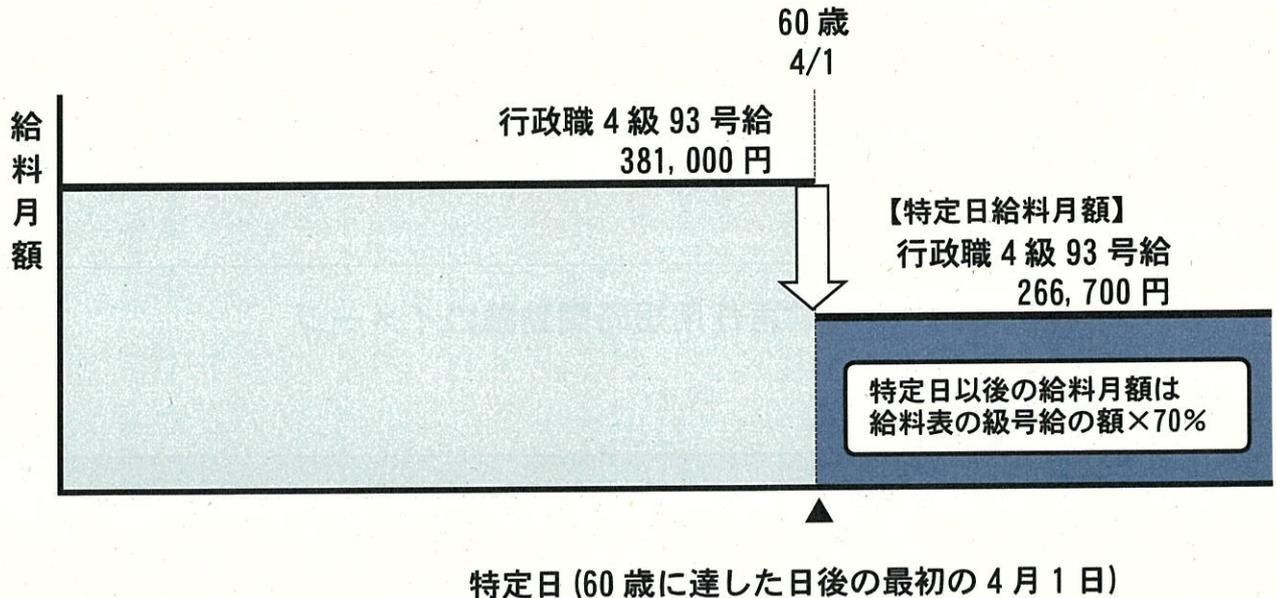


5 60歳に達した職員の給与

(1) 給料月額

現行の定年(60歳)に達した日以後の3月末時点の給料の7割

$$\begin{aligned} \text{特定日(4/1)給料月額} &= \text{3月末時点の給料月額} \times 70\% \\ \text{〔(例) } 266,700 \text{円} &= 381,000 \text{円} \times 70\% \text{〕} \end{aligned}$$



(2) 支給される諸手当

ア 60歳に達した常勤職員

60歳前の諸手当と同様の手当を支給し、7割水準となる給料の月額に連動する地域手当や期末・勤勉手当等は給料と同様に7割水準

イ 定年前再任用短時間勤務職員

現行の再任用短時間勤務職員と同様の給料及び諸手当を支給

(3) 昇給

60歳に達した常勤職員も現行の昇給制度により昇給し、給料月額は昇給後の給料月額の7割の額となる。

再任用短時間勤務職員は、現行制度のとおり、単一号給のため昇給なし

(4) 60歳に達した職員の平均給料月額及び平均年収の見込

定年引上げ制度導入前の再任用フルタイム職員の給与月額との比較(行政職)

区分	①定年の引上げ後 (60歳時点の7割)	②現行の再任用 フルタイム勤務職員	差額 ①-② (増加額)
平均給料月額	264,400円	255,200円	9,200円
平均年収見込	4,700千円	3,800千円	900千円

(5) 退職手当

ア 支給する時期

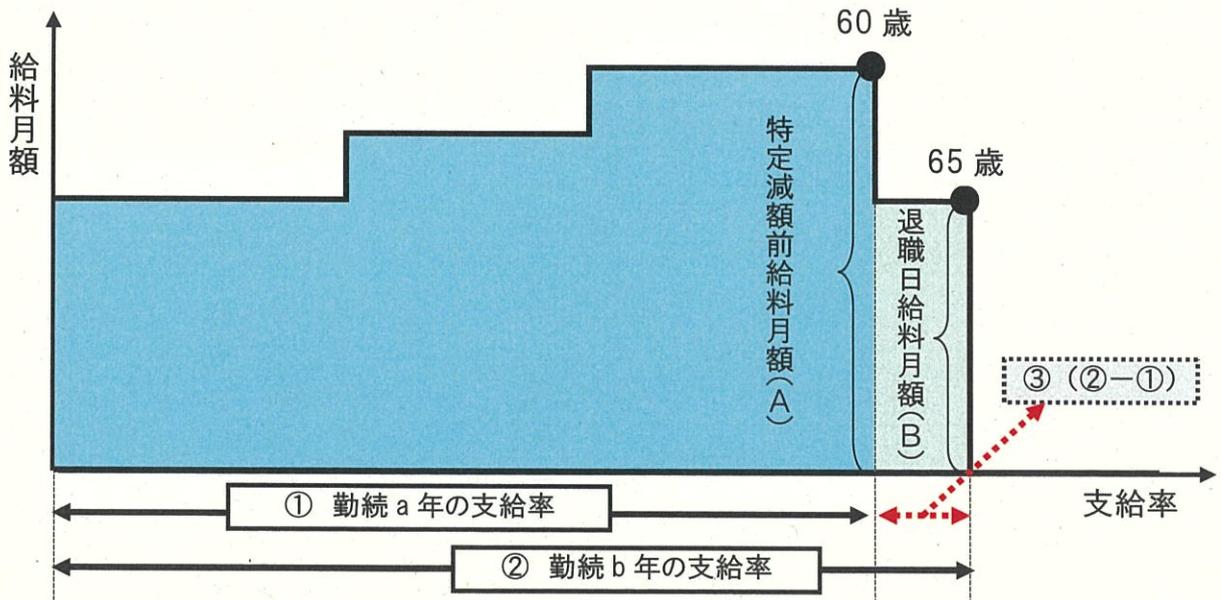
常勤職員を退職した時に退職手当を支給

- ◎ 定年年齢前(65歳・段階的引上期間中は61歳～64歳)に退職した場合
- ◎ 60歳に達した日以後の最初の4月1日から再任用短時間勤務職員となった職員
- ◎ 定年年齢前(65歳・段階的引上期間中は61歳～64歳)に再任用短時間勤務職員となった場合

イ 退職手当額

定年退職の場合、勤続年数が35年以上であれば、支給率は最高率(47.709)となるため、60歳時点で退職した場合の退職手当と65歳で退職した場合の退職手当は同額となる。

また、65歳で定年退職した職員が、60歳時点において勤続年数が35年に満たない場合、60歳時点の退職手当に60歳以降の勤続年数に応じた退職手当を加算した額が退職手当となる。



〔計算例〕

・特定減額前給料月額(A)	行政職 6 級 50 号給	400,100 円
・退職日給料月額(B)	行政職 4 級 93 号給	266,700 円
・① 勤続 a 年支給率	勤続 32 年・定年退職	43.81695
・② 勤続 b 年支給率	勤続 37 年・定年退職	47.709
・③ 調整額		2,016,000 円と仮定

$$\text{退職手当} = (A) \times \text{①} + (B) \times (\text{②} - \text{①}) + \text{調整額}$$

$$\begin{aligned} & (A)400,100 \text{ 円} \times \text{①}43.81695 + (B)266,700 \times (\text{②}47.709 - \text{①}43.81695) \\ & + \text{調整額 } 2,016,000 \text{ 円} \\ & = \text{退職手当 } \underline{20,585,171 \text{ 円}} \end{aligned}$$

※ 定年退職の場合、勤続35年以上の支給率は47.709(最高率)

①と②の支給率が同じである場合、60歳時点と65歳時点の退職手当は同額となる。